

有害鳥獣捕獲等業務委託 質問回答書

質問年月日 令和6年(2024年)2月26日
 回答年月日 令和6年(2024年)2月27日
 担当室 箕面市みどりまちづくり部環境動物室

項番	資料名	質問	回答
1	業務委託仕様書	1-3(6)「その他委託者が指示する鳥獣」とありますが、具体的にどのような鳥獣が想定されますか。	クマ他、本事業の実施目的を達成するために捕獲等が必要と委託者が判断した鳥獣です。
2	業務委託仕様書	1-7「提出書類 受託者は、委託者か指定した様式により、関係書類を委託者に遅滞なく提出しなければならない。」とあるが会計書類報告には会計士による報告が必要ですか。	特別な事情がある場合を除き、本事業に関して会計書類の提出を求める予定はありません。会計書類の提出を求める必要が生じたときに判断します。
3	業務委託仕様書	1-10(1)「移動距離が大きいクマへの対応や、複数市町にまたがる広域的な捕獲の実施については、監督職員の指示により、捕獲区域か隣接する自治体が指定する捕獲団体と情報を共有するなど、連携を図ること。」とありますが、本事業においてクマは捕獲対象となっていないませんが、どのような連携が求められますか。	1-3(6)「その他委託者が指示する鳥獣」としてクマへの対応を行っていただきます。隣接する自治体が指定する捕獲団体とは仕様書に記載のとおり、情報共有や状況に応じてわな捕獲等に関して相互応援体制の構築を想定しています。
4	業務委託仕様書	1-10(2)「受託者は、所轄警察署、道路管理者等の関係機関と緊密な連絡を取り事業実施中の安全を確保しなければならない。」とありますが、捕獲実施の予定、連絡については、委託者によるものとの認識で良いか。	通常捕獲の実施予定は、「仕様書1-8」に基づき委託者から報告を受けた受託者が関係機関等に連絡します。安全管理に関して所轄警察署、道路管理者等の関係機関から受託者に直接問い合わせがあった場合に対応してください。
5	業務委託仕様書	2-1(2)、(7)「わなの設置場所は、鳥獣の生態等(鳥獣が日常的に利用している場所等)及び他の鳥獣の錯誤捕獲の防止を十分精査すること。」および、「捕獲対象鳥獣の警戒心をとくため、誘引作業を十分に行うこと。」とあるが、集落地周辺でのエサによる誘因は、かえって捕獲対象鳥獣を呼び寄せる結果が想定されるが、設置場所に関する規定はありますか。(集落地域からの離隔距離など)	わなの設置場所に関する規定はありませんが、質問内容のような状況が予見できる場合など、必要に応じて受託者と調整の上設置してください。
6	業務委託仕様書	2-4(4) 個体処理において、「捕獲個体は、基本的に監督職員に連絡をした上で、市が指定する場所にブルーシートに包んだ状態で置い	止々呂美・箕面森町に2ヶ所、新稲に3ヶ所、白島・外院・粟生間谷に1ヶ所あります。詳細は落札者に伝達します。

		ておくこと」とあるが、具体的な場所はどこですか。もしくは、受託者の拠点への搬出でも良いか。	捕獲個体を受託者の拠点に搬出することは認めません。
7	業務委託仕様書	2-4 (4)「なお、捕獲現場から搬出が困難な場合は、鉛中毒の防止等、生態系や環境への影響を考慮し、十分な深さを確保した上で埋設を行うこと。」とあるが、動物による掘り返しや、箕面市が取り組まれているSDGs 6 安全な水への配慮として、水質汚染の可能性を考慮し防水バッグ等により梱包などを施した上での埋設が必要でしょうか。また、適正な埋設処置状況の写真提出は必要ですか。	防水バッグ等による梱包は必要ありません。 適正な埋設処置状況の写真も必要ありません。
8	業務委託仕様書	4-1 (1)「市街地や農地に出没し、市民に危害を及ぼす恐れがある鳥獣の保護及び捕獲を行うこと。」とありますが、具体的にどのような鳥獣が想定されますか。また、市街地においてどのような捕獲方法が想定されていますか。	シカやイノシシ等です。 出没場所によって対応が変わりますが、市街地では基本的に追い払いを行います。
9	業務委託仕様書	4-1 (2)「作業に必要な資機材は従事者が手配すること。」とありますが、具体的にはどのような鳥獣への対応を想定されていますか。またクマは本事業の捕獲対象と記載されていないが、緊急対応として具体的に何が求められますか。	シカやイノシシ等です。止め刺しを行う場合に必要な道具等を手配してください。 クマの出没状況にもよりますが、先ずは爪痕や足跡などの痕跡の調査を行っていただきます。
10	業務委託仕様書	4-1 (4)「監督者の指示により、クマの出没その他鳥獣の出没に伴う現場調査等の対応を行うこと。」とありますが具体的に求められる調査事項は何ですか。	クマの出没状況にもよりますが、先ずは爪痕や足跡などの痕跡の調査を行っていただきます。
11	業務委託仕様書	実施区域【重点区域】、実施区域【重点区域】の表示エリア近傍において、地権者了解があればこの区域を越えた捕獲は可能ですか。	表示エリア内での捕獲をお願いします。 捕獲場所の詳細については落札者と調整します。
12	業務委託仕様書	その他箕面市が取り組まれているSDGs に対し、捕獲事業者として配慮すべき事項、指定等ありますか。	捕獲事業者として配慮をお願いすることは「仕様書1-21」に記載のとおりです。 その他事業者としてできることを行ってください。